

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会「事業主行動計画」

男女が共に働く職場として、固定的性別役割分担意識の解消に努め、女性の職業生活と家庭生活の両立を目指し、「おだがいさま」のところで、働きやすい環境づくりを行うため事業主行動計画を策定しています。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業等の取得状況を次の水準以上とする

■男性 計画期間内に30%以上取得する

■女性 現状の取得率100%を維持する

【対策】

○職場代表者会議で育児休業及び部分休業制度の周知を図る

目標2 家庭で過ごす時間を確保するため、時間外勤務の削減、休暇取得の推進を図る

■サーバーメンテナンス日をノー残業デーとする

■年次有給休暇の取得日数について平均9日以上を維持する

【対策】

○サーバーメンテナンス日以外も、管理職員は率先して定時退勤を励行する

○年次有給休暇と特別休暇を利用した連続休暇等の計画的な取得を推奨する